

## 臨時 登所・登園届 (保護者記入)

R4.12改訂

(園)長宛

児童氏名

- この届は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着くまでの、当面の間のみの適用とします
- 登所（園）の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、届の記入および提出をお願いします
- 基準を満たしていないと判断した場合には、登所（園）をお断りすることがあります

該当疾患に○	疾 患 名	登所・登園の基準 ※以下の基準に基づき、園と保護者で判断する
	A群溶連菌感染症	抗生素内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状がなく、園での活動に通常通り参加できること
	RSウイルス感染症	症状がでた日を0日目として、8日以上自宅療養し、咳等の症状がなくなり、園での活動に通常通り参加できること
	突発性発疹	解熱後24時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、園での活動に通常通り参加できること
	伝染性紅斑（りんご病）	食欲があり、機嫌がよく、園での活動に通常通り参加できること
	ヘルパンギーナ	解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること
	手足口病	解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登園可 覆えない時は、かさぶたがとれるまでは登園不可
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

(医療機関名) ( 年 月 日受診)において上記

疾患と診断されました。

登園の基準を満たしたので、 年 月 日より登園します。

年 月 日

保護者名

(作成：千葉市医師会)